

## 変身する準備に励む常議員会



常議員議長 松田治躬

前回常議員に選ばれたのは、昭和51年であり、麻雀に明け暮れていた35才の青年弁理士（世間と弁理士会は10年異なる）といえる時期のことである。

当時、常議員の選挙は、毎年半数改選の25名で、日弁を始め各会派で推薦された常議員の人数に対し、選挙回避に向け調整するため、会長を推戴する会派と、常議員議長を推薦する会派が常議員推薦人数の取引材料として利用されていた。

まず会長を擁立会派が、例年推薦の常議員人数を1名減らし、未だ定員超過の場合は、常議員議長擁立会派が1名減らす、多数を要望する場合には議長を他会派に回し、受けた会派で1名減らす、これは現在の日弁・連合・西弁の垣根に関連なく行われていた。

多くの議長は2年目の常議員が就任し、1年目から議長含みとして会派からの推薦を予定され、1年目は勉強期間と心得ていた。当時、私の1年目は、秋沢政光議長であったが、私が常議員候補の頃から呼び出され、常議員会の運営に付き協力を要請された。銀座で一杯飲み、銀座通りの暮会所で何目置いたかは覚えていないが、暮も指導してもらった。翌年の佐田守雄議長とも相当飲んだ記憶があり、議長の重みを知らされていた。

このような選挙調整に利用されていた常議員議長の大役が、何を間違えたか、1年目就任直前の2月に打診が来た。何人かの先輩を口説いて回ったが、口説く先は少なく、3月も半ば、ついに引き受けざるを得ないところに追い込まれてしまった。

就任前から1年間その心構えで構想をもち、副議長候補を予定し、運営方法まで検討していた従来の

議長と異なり、更に、2月に開かれた新人常議員の説明会も、研修所の正副所長会議と重なり欠席していたのだ。

しかし、調べて見ると、弁理士法が改正され2年目であり、従来と比べ、監査機関が独立したため、権限は、「正副会長会からの審議依頼事項」、「会規の制定・改正」、「内部委員会の設置」、「正副会長会の予算外支出の審議」の4項目であり、

及び はあなた任せ、 は「審議依頼」の、 がなければ委員会だけ作り直しても意味がない。従って の「会規の制定・改正」のみが自ら行える事項であるが、40人の常議員で勝手に会規制定を突然に提案し、会内に不協和音を起こしても意味がない。

折角の「役員」であり審議機関の「常議員会」は、従来の総会提案の先議権もなく、 の正副会長会から「餌」を投げてもらえなくては動けない状況となっている。

幸い、民法上の組合と弁理士会の役員制度との不整合性が、弁理士法改正の残務として残っていた。一番の問題は、会規上「審議機関」が「総会」だけで、「執行機関」は「会長」（副会長は執行の補佐）のみとされ、小型の審議機関が存在しないことである。

現在の正副会長会は執行機関のみで構成され、審議機関には不適當なため、現存する常議員制度（発展的に理事制度を創設）を生かし、更に小規模の審議機関（常務理事制度）をこれに組み込み、明確な審議機関を設立しようとするものである。

又、これは会員の増加、及び、正副会長会の繁忙

## ご挨拶

性、重要案件の審議継続性、機関としての権限分掌、役員適性の見直し等の問題をも一挙に解消することが可能となるため、これを実現すべく「理事制度」が弁理士会の喫緊の問題となっている。

この審議のため、現在、常議員会と総合政策検討委員会、例規改正特別委員会、及び、例規委員会で連携し役員制度検討ワーキンググループを作って検

討を進めており、これと並行して審議を依頼した日弁を始めとする各会派も大枠としての「理事制度」を了解する旨の報告を受けている。

「定員・選出・権限」等詳細な詰めが大問題であるが、「任期・有償性」をも含め、近い将来、堅牢な基板が構築されることを望むものである。